

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 140 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 140 条第 6 項の規定により準用する同法第 133 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 7 月 3 日

千葉地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定手続の表示

手続番号 令和 7 年第 56 号

対象土地 浦安市北栄三丁目 883 番 1

浦安市北栄三丁目 882 番 16

手続番号 令和 7 年第 57 号

対象土地 浦安市北栄三丁目 883 番 1

浦安市北栄三丁目 882 番 2

手続番号 令和 7 年第 58 号

対象土地 浦安市北栄三丁目 883 番 1

浦安市北栄三丁目 882 番 11

手続番号 令和 7 年第 59 号

対象土地 浦安市北栄三丁目 883 番 3

浦安市北栄三丁目 882 番 11

2 関係人の氏名又は名称

蒙艶麗

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る意見聴取等の期日の開催の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。